

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年8月10日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 平田 政善
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役社長綱川智及び最高財務責任者平田政善は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2017年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する26事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

評価対象に追加したプロセスには、当社における米国ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社(以下「WEC」という。)が2015年12月31日に全株式を取得したCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社(以下「S&W」という。)の取得金額配分手続に関連した工事損失引当金の暫定的な見積りを再評価し、同引当金の認識時期の妥当性を検証する内部統制も含まれております。この非定型の内部統制には、米国における長期にわたる原子力発電所建設の土木工事に関する高度の専門性と業界の知見が必要であり、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスであるためです。

また、2017年3月29日(米国時間)にWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社(以下「WECグループ」という。)が、米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続(以下「再生手続」という。)を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に当該申し立てを行いました。WECグループは再生手続の開始により、会社の実質的な支配から外れますが、除外に伴う損益が当事業年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることから、連結財務諸表を作成する当社の決算・財務報告プロセスにおいて、関連する損益等を適切に把握するための内部統制は財務報告に係る内部統制の評価対象としました。なお、WECグループは、当事業年度末日において当社の連結子会社ではなくなったことから、当事業年度のWECグループにおける内部統制は評価対象から外れております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

(1) S&Wの取得金額配分手続に関連した工事損失引当金の暫定的な見積りを再評価し、同引当金の認識時期の妥当性を検証する内部統制について

当該内部統制は、当事業年度におけるWECグループの連結除外に伴う損益に重要な影響を与えるため、当事業年度の財務報告に係る内部統制の評価対象としましたが、当事業年度末日においてはWECグループは当社の連結子会社ではなくなったことから、翌事業年度以降、評価対象に含まれないと考えております。

(2) 前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正状況

前事業年度末における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正の確認について、運用期間の制約から一部運用状況を確認できなかった予算統制制度の運用状況、決算・財務報告に関連する従業員の適切な財務報告に対する意識の定着、決算・財務報告プロセスの改善状況を当事業年度を通じて確認して参りました。

予算統制制度の運用状況は、実行可能性を考慮した合理的な予算策定、過度な損益改善・予算目標達成要求のない適切な予算執行管理について運用の定着を確認し、開示すべき重要な不備はないことを確認いたしました。

決算・財務報告に関連する従業員の適切な財務報告に対する意識の定着は、適切な会計処理を行うための内部牽制・検証体制、各拠点に向けた適切な決算・財務報告に必要な事項に関する文書発信・説明会の実施状況等について運用の定着を確認し、開示すべき重要な不備はないことを確認いたしました。

また、決算・財務報告プロセスに関しては、2016年3月期の財務諸表監査の過程で多数の修正事項が発見されたことについて当事業年度の四半期決算の過程で継続的に是正状況の確認を行い、当事業年度末日において決算・財務報告プロセスにおいて開示すべき重要な不備はないことを確認いたしました。

その結果、前事業年度末における開示すべき重要な不備について、当社は当事業年度において是正措置は完了し、当事業年度末日における財務報告に係る内部統制の評価結果は有効と判断しました。